



宮 崎 県 公 報

平成30年12月10日（月曜日） 第 3054 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定……………（福祉保健課） 1
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出（ “ ” ） 1
○民有林の保安林の指定予定……………（自然環境課） 1

頁

- 道路の区域の変更（6件）……………（道路保全課） 1
○道路の供用の開始（6件）……………（ “ ” ） 2
公 告

- 大規模小売店舗の変更に係る届出（2件）…（商工政策課） 4
○県営土地改良事業計画の変更……………（農村整備課） 5

病院局公告

- 入札公告（2件）…………… 5

告 示

宮崎県告示第 944号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人けんゆう会園田訪問看護ステーション	小林市堤3005番地 1	平成30年10月 1 日
ケーアイ調剤薬局 日向店	日向市日知屋7624－14	平成30年10月 1 日
ホームクリニック みまた	北諸県郡三股町大字樺山4762番地 4	平成30年11月 1 日

宮崎県告示第 945号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成30年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
いちご歯科	都城市乙房町1665番地 11	平成30年10月 1 日
山下医院	北諸県郡三股町大字樺山4672番地 4	平成30年10月31日

宮崎県告示第 946号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成30年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林予定森林の所在場所 宮崎市高岡町五町字田ノ平3604－5
- 指定の目的 干害の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 947号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年12月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
	国道	219号	児湯郡西米良村大字村所字鶴 110 番11地先から同郡同村	旧	10.5～39.2	75.0
				新	12.8～76.4	75.0

			同大字同字 110番11地 先まで			
--	--	--	-------------------------	--	--	--

宮崎県告示第 948号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年12月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	219号	西都市大字 穂北字山浦 78番48地先 から同市同 大字同字78 番48地先ま で	旧	11.5～ 18.7	74.4
				新	17.4～ 79.2	74.4

宮崎県告示第 949号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年12月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	265号	児湯郡西米 良村大字村 所字笹尾 5 87番 1 地先 から同郡同 村同大字同 字 587番 1 地先まで	旧	4.5～ 6.2	20.8
				新	4.5～ 21.6	20.8

宮崎県告示第 950号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年12月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	448号	串間市大字 市木字本牧 4 番1063地 先から同市 同大字同字 4 番1063地 先まで	旧	24.8～ 40.6	6.8
				新	42.9～ 44.2	6.8

宮崎県告示第 951号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年12月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
27	県道	宮崎北 郷線	宮崎市大字 鏡州字赤木 4269番37地 先から同市 同大字同字 4269番37地 先まで	旧	12.9～ 19.9	19.0
				新	12.9～ 24.0	19.0

宮崎県告示第 952号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年12月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
336	県道	宮崎田 野線	宮崎市古城 町鞆原田28 58番 2 地先 から同市同 町鞆原田28 58番 2 地先 まで	旧	20.9～ 26.4	13.8
				新	20.9～ 32.9	13.8

宮崎県告示第 953号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年12月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	219号	児湯郡西米良村大字村所字鶴 110番11地先から同郡同村同大字同字 110番11地先まで	平成30年12月10日

宮崎県告示第 954号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年12月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	児湯郡西米良村大字村所字笹尾 587番 1 地先から同郡同村同大字同字 587番 1 地先まで	平成30年12月10日

宮崎県告示第 955号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年12月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	327号	東臼杵郡椎葉村大字下	平成30年12月25日

福良字尾平
509番26地
先から同郡
同村同大字
同字 509番
26地先まで

宮崎県告示第 956号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年12月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	448号	串間市大字大納字北園 1109番 1 地先から同市同大字同字 1110番 2 地先まで	平成30年12月10日

宮崎県告示第 957号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年12月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
27	県道	宮崎北郷線	宮崎市大字鏡州字赤木 4269番37地先から同市同大字同字 4269番37地先まで	平成30年12月10日

宮崎県告示第 958号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年12月10日から同年同月24日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
336	県道	宮崎田 野線	宮崎市古城 町鞆原田28 58番2地先 から同市同 町鞆原田28 58番2地先 まで	平成30年12月10日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成30年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス亀崎店・シャトレゼ日向亀崎店
日向市亀崎西一丁目77 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
有限会社高本商店 代表取締役 藤窪幸恵
宮崎市田野町乙7245番地7
- 変更する事項
 - 大規模小売店舗の名称
(変更前) ドラッグコスモス亀崎店
(変更後) ドラッグコスモス亀崎店・シャトレゼ日向亀崎店
 - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
有限会社高本商店 代表取締役 藤窪幸恵
宮崎市田野町乙7245番地7
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階

(変更後) 株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一
福岡ビルS館4階
有限会社高本商店 代表取締役 藤窪幸恵
宮崎市田野町乙7245番地7

- 変更の年月日
 - 大規模小売店舗の名称
平成30年11月1日
 - 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成30年8月24日（株式会社コスモス薬品）
平成30年11月1日（有限会社高本商店）
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成30年8月24日（株式会社コスモス薬品）
平成30年11月1日（有限会社高本商店）
- 変更する理由
代表者変更及びテナント出店のため
- 届出年月日
平成30年11月20日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
 - 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
 - 期間
平成30年12月10日から平成31年4月10日まで
- 意見書の提出先及び期間
 - 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
 - 期間
平成30年12月10日から平成31年4月10日まで
- 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成30年12月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス亀崎店・シャトレゼ日向亀崎店
日向市亀崎西一丁目77 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館

4 階

有限会社高本商店 代表取締役 藤窪幸恵
宮崎市田野町乙7245番地 7

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

① 荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）建物西側 50㎡

（変更後）A棟西側（荷さばき施設No.1） 50㎡

B棟東側（荷さばき施設No.2） 32㎡

合計 82㎡

② 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）建物内北側 13.5㎡

（変更後）A棟内北側（廃棄物等保管施設No.1）

13.5㎡

B棟東側（廃棄物等保管施設No.2）

1.08㎡

合計 14.58㎡

(2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前9時から午後10時まで（株式会社コスモス薬品）

（変更後）午前9時から午後10時まで（株式会社コスモス薬品）

午前9時から午後9時まで（有限会社高本商店）

② 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）2箇所 建物敷地西側及び東側

（変更後）4箇所 建物敷地西側、東側及び南側

③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）24時間（荷さばき施設No.1）

（変更後）24時間（荷さばき施設No.1）

午前6時から午後7時まで（荷さばき施設No.2）

4 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

平成31年7月21日

(2) 大規模小売店舗の運営方法に関する事項

平成30年11月21日

5 変更する理由

敷地一体化による利便性向上を図るため

6 届出年月日

平成30年11月20日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成30年12月10日から平成31年4月10日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

平成30年12月10日から平成31年4月10日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、仁庄屋地区県営土地改良事業（宮崎市、ため池等整備事業）に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年12月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 縦覧に供する書類

変更に係る土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成30年12月10日から平成31年1月15日まで

3 縦覧場所

宮崎市役所農村整備課内

4 その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更（以下「この計画の変更」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

病院局公告

入札公告

一般競争入札を下記のとおり実施する。

平成30年12月10日

宮崎県病院局長 桑山秀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量 手術麻酔及びICUシステム一式

(2) 購入物品の特質等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納入期限 平成31年3月31日

(4) 納入場所 入札説明書及び要求仕様書による。

(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する資格を有する者は、次の各号をすべて満たす者とする。

(1) 平成30年宮崎県告示第330号に規定する資格を有する者で、営業種目が電算処理又は医療機器のものであること。

(2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

- (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- (4) 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。
- (5) (2)及び(3)に掲げる入札参加資格を判断するために必要な書類として、①、②及び③に掲げるものを、平成30年12月10日から平成30年12月13日まで（土曜日及び日曜日を除くものとし、午前9時から午後5時まで）に下記12の者へ提出すること。なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じること。
- ① 入札機器のカタログ及び技術仕様書は、別冊の仕様書に示す要件の項目に応じて入札機器の性能等を数値又は具体的な表現で記載すること。
- ② 入札機器の定価証明書
- ③ 保守、点検、修理その他アフターサービスの迅速な提供体制を証明する書類
- 3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請方法
- 2(1)に掲げる資格を有しない者で、参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。
- (1) 申請用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局 物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208
- (2) 申請書類の受付期間 平成30年12月10日から平成30年12月13日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。
- なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課整備担当 宮崎市橋通東1丁目9番10号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7629
- (2) 期間 平成30年12月10日から平成30年12月19日まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- 5 入札説明書の交付場所及び交付期間
- (1) 場所 宮崎県病院局経営管理課整備担当
- (2) 期間 平成30年12月10日から平成30年12月19日まで（土曜日及び日曜日を除く。）
- 6 入札に関する質問
- (1) 質問
- 本件入札に関し、質問がある場合は、次により提出するものとする。
- ① 提出期限 平成30年12月17日午後5時
- ② 提出先 宮崎県病院局経営管理課整備担当
- ③ 提出方法 電子メールによること。
（アドレス：keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp）
- (2) 回答
- 質問に対する回答は、次のとおり行う。

- ① 回答方法 個別に電子メールで通知する。
- ② その他 提出期限までに到着しなかった質問及び電子メール以外による方法で提出された質問については、いかなる理由であっても回答しない。
- 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所 宮崎県病院局経営管理課整備担当
- (2) 提出期限 平成30年12月19日午後5時
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）によること。
- 8 開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県庁3号館5階 352号室
- (2) 日時 平成30年12月20日午前9時
- 9 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。
- 10 入札の無効に関する事項
- 宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。
- 11 落札者の決定方法
- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 12 契約に関する事務を担当する部局等
- 宮崎県病院局経営管理課整備担当
宮崎市橋通東1丁目9番10号
郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7629
- 13 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 14 その他
- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of goods up for bid: Perioperative and Acute stage patient management system 1 set
- (2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 19 December, 2018
- (3) Contact point for the notice: Management and Administration Division, Prefectural Hospitals Bureau, Miyazaki Prefectural Government, 1 - 9 - 10 Tachibanadorihigashi, Miyazaki-City, 880-8501, Japan. TEL: 0985-26-7629

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成30年12月10日

県立延岡病院長 柳 邊 安 秀

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量 臨床用ポリグラフィシステム 一式（設置に必要な工事等を含む。）
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成31年3月15日
- (4) 納入場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8

に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

ア 平成30年宮崎県告示第 330号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。

イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第 145号）第39条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第 93号）に基づく資格停止（以下「資格停止」という。）を受けていないこと。

なお、既に入札参加の申し出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。

カ 会社更生法（平成14年法律第 154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとする。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成31年 1 月15日までに県立延岡病院医事・経営企画課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当
延岡市新小路 2 丁目 1－10
郵便番号 882－0835 電話番号0982（32）6181
- (2) 期間 平成30年12月10日から平成31年 1 月21日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

4 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 交付場所 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当
- (2) 交付期間 平成30年12月10日から平成31年 1 月21日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当
- (2) 提出期限 平成31年 1 月21日午後 5 時
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

6 開札の場所及び日時

- (1) 場所 県立延岡病院 2 階会議室（会議室）
- (2) 日時 平成31年 1 月22日午後 1 時30分

7 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第 107条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

県立延岡病院医事・経営企画課財務担当

11 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

12 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Clinical Polygraphic System 1 set.
- (2) Time Limit for Tender: 5:00 p.m. 21 January, 2019
- (3) Contact Point for the Notice: Medical Affairs, Management, and Planning Division, Prefectural Nobeoka Hospital, 2 - 1 - 10 Shinkouji Nobeoka City, Miyazaki Prefecture, 882-0835 Japan. TEL: 0982-32-6181

--	--